

## 第2期大阪府アライグマ防除実施計画

平成23年4月1日

## 目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
(1)背景	1
(2)目的	1
2. 特定外来生物の種類	2
3. 防除を行う区域	2
4. 防除を行う期間	2
5. 現状とこれまでの取組	2
(1)生息状況・分布状況	2
(2)被害の現状	3
(3)捕獲体制	4
(4)捕獲状況と捕獲個体の分析	5
(5)これまでの取組	7
(6)第一期計画の評価	8
(7)アライグマ問題の発生と人間社会の責務	9
6. 防除の目標	10
(1)目標	10
(2)計画的な目標設定	10
7. 防除の実施	10
(1)防除の進め方	10
(2)集中捕獲	11
(3)捕獲の実施	11
(4)捕獲個体の取扱い	11
(5)緊急的な防除等	11
(6)生息地ごとの被害対策	12
(7)生息環境管理（放置野菜の撤去等、適正な環境管理）	12
(8)モニタリング（継続監視）	13
8. 合意形成等	13
9. 調査研究	13
10. 普及啓発	14
11. 推進体制	14

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

#### ① アライグマが『特定外来生物』に指定されるまで

アライグマは北米原産の動物で、本来日本には生息していなかったが、1977年にアライグマを題材にしたテレビアニメが放送されたことを期にペットとしての人気が高まり、多くの個体が輸入された。しかし、アライグマは本来野生動物であり、飼いきれなくなって野外に放されたり、また手先が器用なため飼育檻から逃亡し、野生化するケースが全国各地で相次いだ。

アライグマは雑食性で小型の哺乳類、野鳥やその卵、魚類、両生類、は虫類、昆虫類、果実、野菜、穀類など幅広い食性を持つ。また繁殖力が旺盛で、かつ日本には天敵がないことから急激に個体数が増加している。

野生化したアライグマは、農作物の食害や、家屋侵入等による生活環境汚染を引き起こすほか、動物由来感染症媒介の危険性、さらに生態系への悪影響が懸念されている。

このような状況を受け、環境省は平成17年6月に施行された『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』（以下『外来生物法』という。）において、アライグマを『特定外来生物』（生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物）に指定し、飼育・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制し、また、すでに定着している場合は、積極的な防除をすることとした。

#### ② 大阪府におけるアライグマ

大阪府においては、平成13年度に初めて、『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』（以下、鳥獣保護法とする）に基づく有害鳥獣捕獲許可の申請が茨木市から出された（この時は捕獲されず）。平成14年度に最初の有害鳥獣捕獲による捕獲実績が茨木市と河内長野市で4頭ずつ、合計8頭あった。その後、野生化したアライグマの生息分布拡大にともない、農作物の食害等による経済的被害や、家屋侵入等による生活環境汚染が深刻化し、その対策が急務となり、また動物由来感染症の防止、生態系への悪影響の防止の観点からも対策が必須となった。

拡大するアライグマの被害に対処するため、従来の有害鳥獣捕獲許可と併せて平成18年5月に外来生物法に基づく「防除に係る運搬に関する確認申請」を提出し、平成19年度からは捕獲に関しても外来生物法に基づき実施できるよう申請内容を変更し、積極的な捕獲に努めてきたところである。これにより捕獲頭数は急激に増加し、平成18年度の捕獲数は812頭とピークとなり、以降、700～800頭で推移している。

### (2) 目的

アライグマ問題を解決するためには、野外からの完全排除を目指し、迅速かつ科学的・計画的な対策により、自然増加以上に個体数を減らすことが必要である。対策が遅れるほど個体数が爆発的に増加し、過重な捕獲努力や経費が発生するだけでなく安楽死措置する個体数を増やすことにもつながる。

このような事態を回避するため、『外来生物法』に基づく『大阪府アライグマ防除実施計画』（以下第1期計画）を策定し、市町村と連携して科学的・計画的な防除を行ってきた。しかし、第1期計画でもアライグマの分布拡大は止めることは出来ず、依然として被害は継続し、目標である野外からの根絶には程遠い危機的な状況である。このまま放置することは農業・生活環境・生態系への影響が大変な状況となることから、アライグマによる種々の被害を防止し、在来生物の保護等、生物多様性(※)

の保全を目的に、引き続き第2期大阪府アライグマ防除実施計画を策定し、積極的な防除を実施する。

(※)生物多様性とは、ありとあらゆる場所で、その地域に育まれた生物が、相互の関係を保ちながら存続している状態を指し、人為的に持ち込まれた外来生物は、生物多様性をかく乱する最大の要因となっている。

## 2. 特定外来生物の種類

アライグマ (プロキユオン・ロトル *Procyon lotor*)

カニクイアライグマ (プロキユオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*)

## 3. 防除を行う区域

大阪府内全域を対象とする。

## 4. 防除を行う期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

## 5. 現状とこれまでの取組

### (1) 生息状況・分布状況

平成16年度に実施した『アライグマ等被害防除対策調査業務』(以下『H16調査業務』という。)において、生息情報が得られる可能性が高い大阪府内の各市町村関係部課、農林業関係団体、狩猟者団体、自然保護団体、鳥獣保護員、自然環境保全指導員、動物愛護団体等に対し、平成11年以降の生息情報(目撃・捕獲・被害等)についてアンケート調査をした結果、府内43市町村中、35市町村において生息情報を得た。

また、平成13年度以降の捕獲情報で見ると、平成21年度時点で38市町村で捕獲があり、これらをあわせると大阪府内でアライグマの生息情報がまだ得られていないのは3市町のみとなっており、現在ではほぼ大阪府内全域で生息していると思われる(図1)。

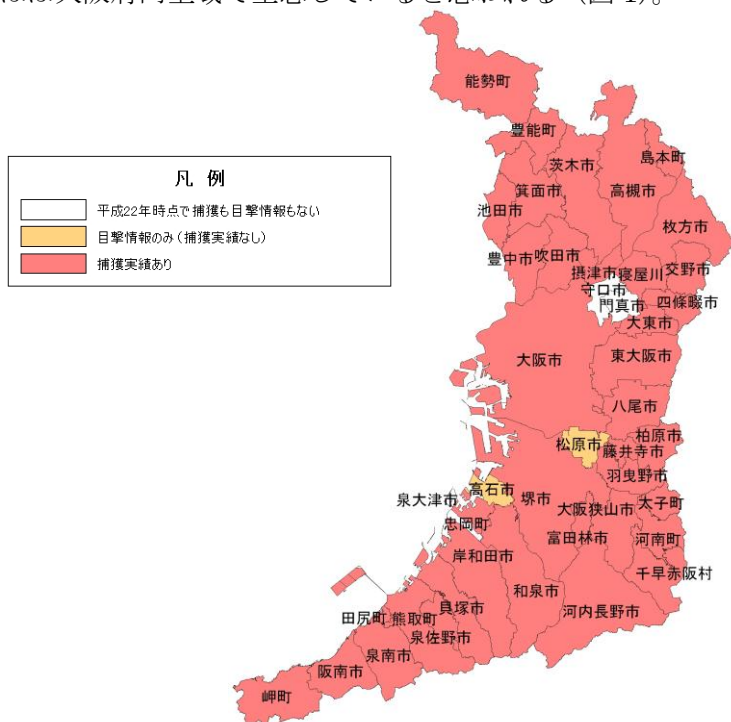


図1 平成21年度末までの大阪府内で目撃と捕獲のあった地域

## (2) 被害の現状

平成 16 年度に行ったアンケート調査によると、被害は「農作物の食害等」が約 77%を占めており、次いで「家屋等侵入」（主に繁殖のため屋根裏に侵入）が 12%、「飼育魚や鶏等の捕食」（主に池の鯉や金魚を捕食）が 7%、「ペットの餌等を食べる」が 3%、その他が 1%であった。被害発生時期は、春（3～5月）、夏（6～8月）が多い（図 2）。

アライグマによる被害は、農村地域に集中すると思われがちだが、適応能力に優れることから都市中心部に入り込むことが可能であり、今後は家屋侵入が増加するものと予想される。

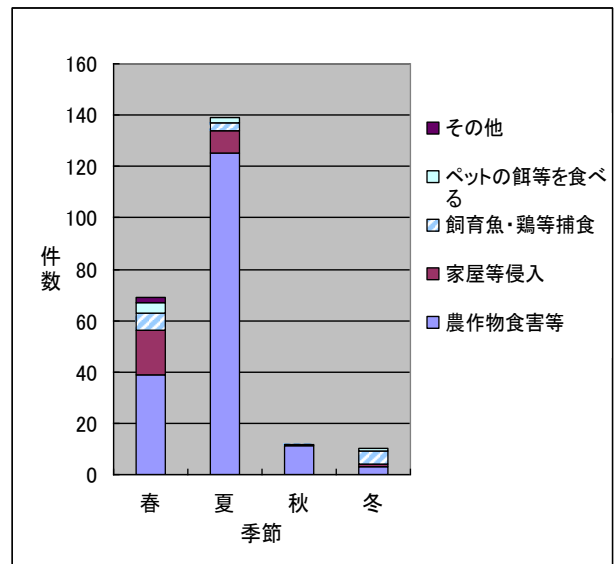


図 2 季節ごとの被害の種類と件数

(H16 調査業務：アンケート調査より)

## ① 農林水産業被害

### a. 農業被害

アライグマは甘みのある作物を好む。主な被害発生時期は、夏であり、スイカやトウモロコシの被害割合が高く、イチゴ、ブドウ、モモなどの果物も被害にあっており、市町村での被害面積の集計においてもこれらを含む野菜、果樹が大部分を占めている（図 3）。

農業被害の多くは、家庭菜園や自家消費の作物であり、被害金額では表れない潜在的な被害が多いと推測されるが、それでも近年増加傾向にあり（表 2）、平成 21 年度の農業被害は 21,092 千円となっている。これにはアライグマ被害に対する認知が上がっていることも要因の一つと思われるが、実際の個体数の増加が反映していると推測され、今後も捕獲をより一層進めていく必要がある。

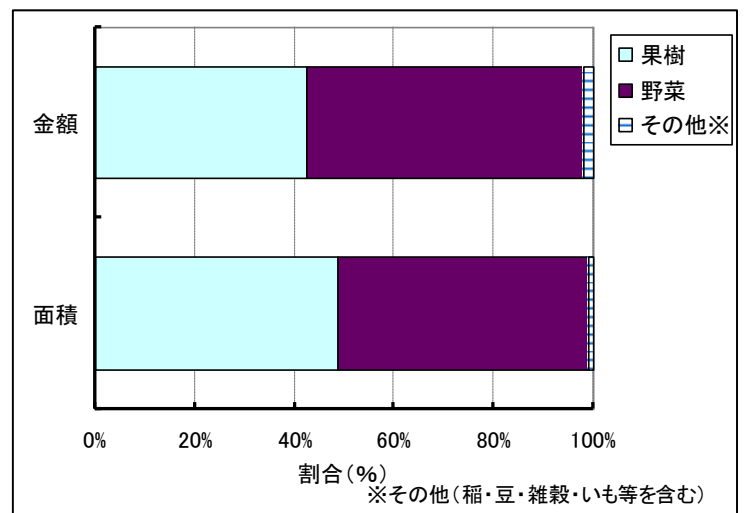


図 3 平成 21 年度農業被害金額と面積 (%)

表 2 農業被害金額の推移

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
農業被害金額(千円)	7,890	7,080	9,020	12,390	10,753	11,228	11,896	21,092

(市町村農林業被害報告とりまとめ)

※平成 21 年度より被害の算定方法を見直したため増加

## ② 生活環境被害

春から初夏にかけて、繁殖のため人家に侵入し屋根裏等を糞尿で汚染する被害が発生している。天井裏のアライグマの捕獲や、繁殖痕の清掃のため家屋の一部を取り壊し・修理が必要となったり、糞尿により天井が腐って落ちるといった事例が報告されている。

また最近古い寺社へ侵入しているという調査結果も各地であり、糞尿や引っかき傷による文化

財の被害も懸念されている。

### ③生態系への影響

大阪府内の周辺山系で実施されている生物調査等で、フクロウ等が利用していた樹洞を占拠した事例が発生している。個体数増加や分布の拡大に伴い、カエルや野鳥の卵・ヒナ等の在来種を捕食により減少させたり、タヌキやキツネ、アナグマ等と競合し、生息場所を奪い取ったりする行動が危惧される。

### ④人の生命及び身体への被害

アライグマの動物由来感染症については、レプトスピラ症、アライグマ回虫、ジアルジア症及びクリトスポリジウムについてサーベランス調査を実施している。アライグマ回虫やジアルジア症及びクリトスポリジウムも調査個体は全て陰性であるが、レプトスピラ症については平成 21 年度では調査個体の約 25%の陽性個体が存在し人への感染が危惧される。

また、現在のところ、調査を行ったアライグマからは保虫例はないが、過去に動物園や観光施設の飼育個体において保虫例が確認されており、今後も注意が必要である。

表 3 動物由来感染症調査結果

年 度	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	調査個体数	陽性個体数	率(%)	調査個体数	陽性個体数	率(%)	調査個体数	陽性個体数	率(%)	調査個体数	陽性個体数	率(%)
レプトスピラ症	257	42	16	202	15	7	138	16	12	114	29	25
アライグマ回虫	149	0	0	236	0	0	21	0	0	153	0	0
ジアルジア症							54	0	0	109	0	0
クリトスポリジウム										109	0	0

参考：各感染症の症状 アライグマ回虫（経口感染）：発育障害や神経系の後遺症、視力障害  
 レプトスピラ症（経皮、経口感染）：悪寒・戦慄・高熱、筋肉痛、眼球結膜の充血  
 ジアルジア（経口感染）：下痢や行動不活発  
 クリトスポリジウム（経口感染）：食欲不振、嘔吐、腹痛、下痢

### ⑤飼育動物との接触による影響

野生動物の生息地である山間部と、家畜が飼育される農村部、ペットや家畜が飼育されている都市部を行き来するアライグマについてはペットに対する感染症媒介者になる危険性がある。前述のレプトスピラ症を始めとして、近隣府県での個体調査ではイヌジステンパーや疥癬といった感染症も見つかっている。そのため、アライグマによる飼育動物の餌場の利用により、接触感染する可能性も含め、飼主への普及啓発や餌場の管理が必要である。

## (3) 捕獲体制

### ①関係法令

アライグマの捕獲にあたっては「鳥獣保護法」に基づく『有害鳥獣捕獲許可』もしくは、「外来生物法」に基づく『防除の確認申請』のいずれかの手続きが必要である。ただし「鳥獣保護法」に基づき捕獲する場合で、捕獲個体の運搬や保管が生じる場合は、「外来生物法」に抵触するため『飼養等の確認申請』が別途必要である。いずれの法律に基づき実施するかは実施主体の判断に委ねられている。

なお、「外来生物法」は、自然環境関連法令の中では最も重い罰則を定めており、違法に飼養等した場合については、個人なら 100 万円以下の罰金又は懲役 1 年以下、法人なら 5,000 万円以下の罰金が定められている。

## ②大阪府内において実施している捕獲の体制

アライグマの生息頭数や被害を低減するため、大阪府が市町村（大阪市を除く）を代表して「外来生物法」にもとづく防除の確認申請をおこなっている。

実際の捕獲の体制については、住民や農家の協力を得て市町村が檻の設置・捕獲・運搬を行い、安楽死措置の支援を大阪府が実施している。

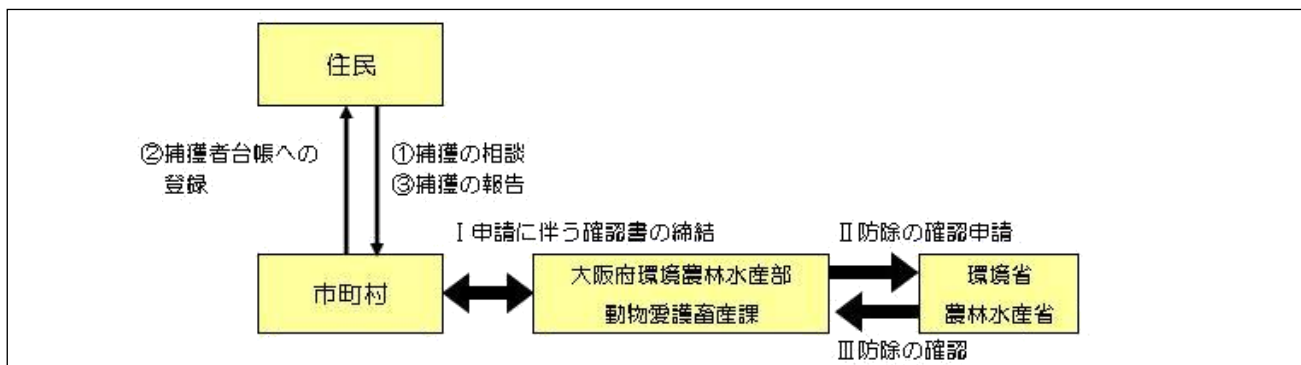


図 4 捕獲の体制と関係法令

## (4) 捕獲状況と捕獲個体の分析

### ①捕獲の方法

錯誤捕獲の防止、捕獲体制、捕獲時の安全性を勘案し、原則として捕獲器での捕獲とする。

### ②捕獲頭数の経年変化

平成 13 年度では 3 頭であった捕獲数が、その後急激に増加し、平成 17 年度には 393 頭になった。平成 18 年度にはピークとなる 812 頭を捕獲し、それ以降は年間 700～800 頭が捕獲されている（図 5）。

一般にアライグマへの捕獲圧が増加率を上回らなければ個体数の減少につながらないため、現状の 700～800 頭の捕獲数で頭打ちとなっている要因を解析する必要がある。

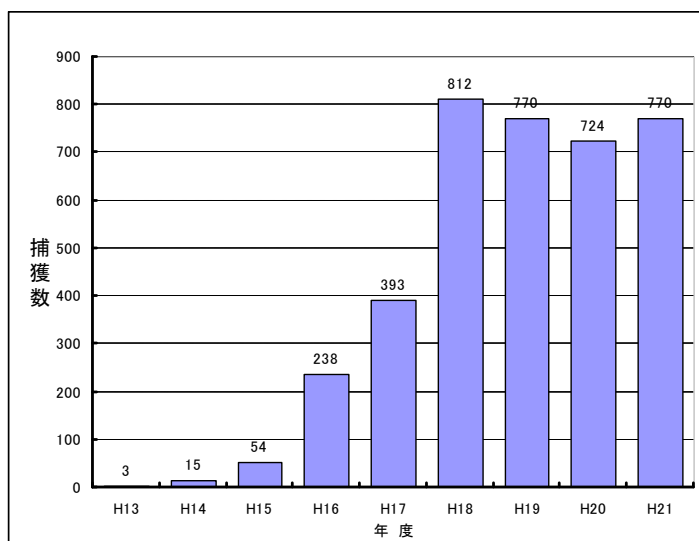


図 5 アライグマ捕獲頭数

### ③捕獲檻の保有数

市町村の捕獲檻の保有数は、平成 17 年度は 218 基であったが、各市町村による積極的な捕獲檻の購入、農協や集落での確保により現在では年間の捕獲数を上回る 870 基の捕獲檻が保有されている。

しかし、被害の大きい夏期においては貸し出し可能な捕獲檻の不足が生じるなど、依然として捕獲檻の数は不足しており、今後も捕獲檻の数を増やしていく必要がある。

表4 捕獲頭数の経年変化

管 轄	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
北部管内	0	4	22	163	194	274	276	279	279
中部管内	0	0	0	2	8	99	102	33	45
南河内管	0	4	9	8	35	82	71	92	106
泉州管内	0	0	10	56	138	337	310	309	332
大阪市内	0	0	0	0	0	1	2	8	3
警察	3	6	13	6	2	15	1	2	0
狩猟	0	1	0	3	16	4	8	1	5
合計	3	15	54	238	393	812	770	724	770

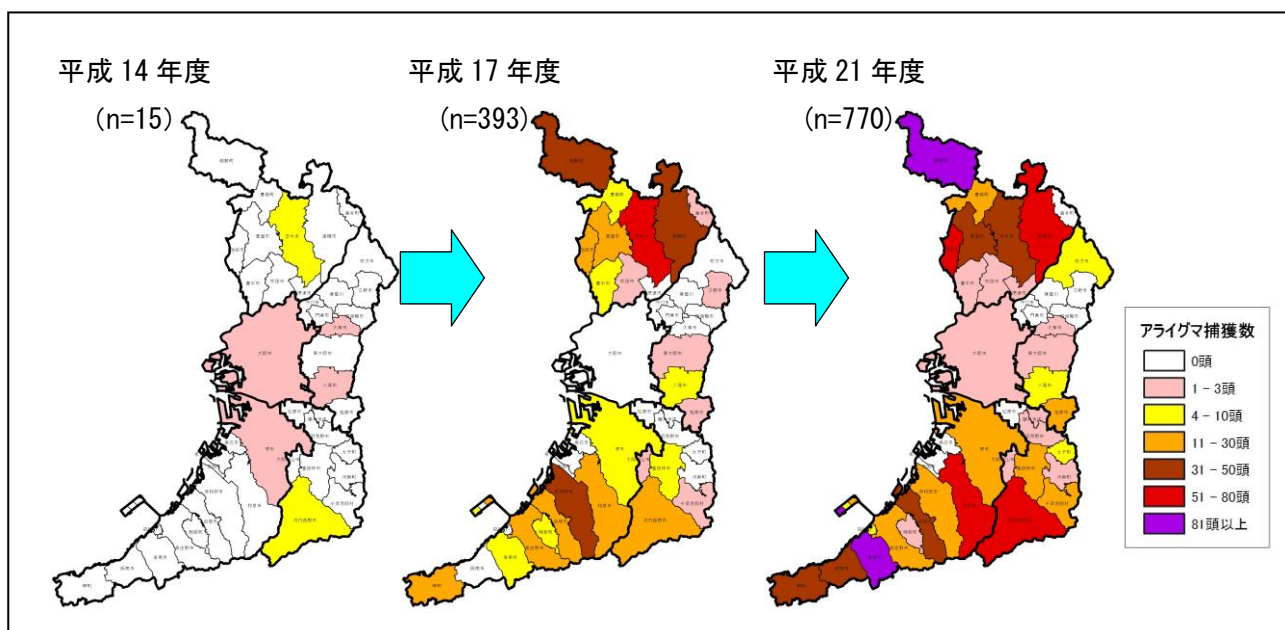


図6 大阪府域における捕獲頭数の分布の経年変化

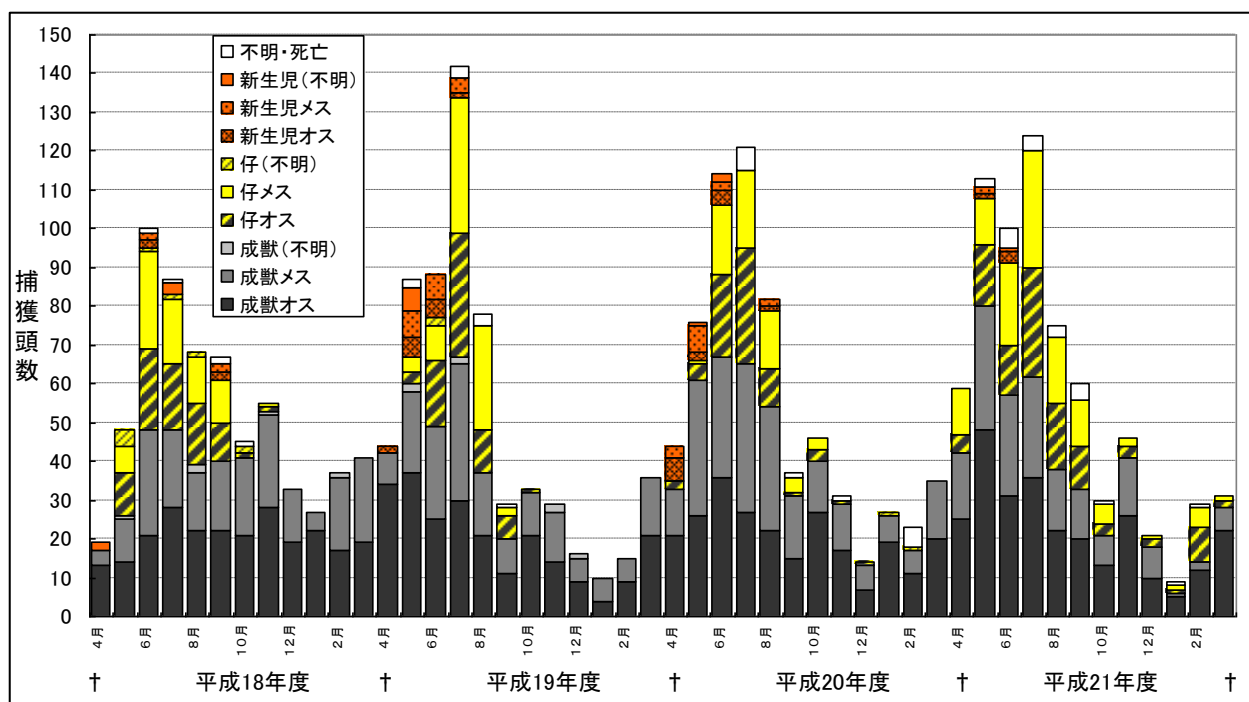
④捕獲頭数（成獣仔別、雌雄別）の季節変化

捕獲頭数を月別に見ると、府域全体では繁殖後の6、7月に多く、12月、1月には少ない。(図7)。

次に成獣の捕獲個体の雌雄比は、年間の合計ではオスの方がやや多く、月別に見ると、春は成獣メスの捕獲割合が低く、その後成獣メスは成獣オスとほぼ同じ捕獲割合になる傾向が見られた(図8)。仔(体重3.5kg以下の個体)の捕獲は4月～10月にあり、特に5月～9月に多かった。3月に新生児(体重500g以下)の捕獲がなかったことから、出産期は3月下旬以降と推定される。通常、妊娠期間は2ヶ月強(63～65日)とされることから逆算して、交尾期は1月中旬以降と推定された。

また、過去に行った繁殖期(4月～9月)のメス解剖調査でアライグマの妊娠率は、1オスメスでも100%であり、全調査個体(39個体)では97%と高い数値であった。胎盤痕から確認された平均産仔数は3.5頭でありアライグマの高い繁殖率が明らかとなっている。

これらのことから個体数を減少させるためには現状の夏場の幼獣個体捕獲のような単に増加分を抑える捕獲だけではなく、冬期～春期の繁殖個体の捕獲を推進する必要がある。



※体重 3.5kg 以下を仔、うち 500g 以下を新生児とした

図 7 H18～21 年度大阪府における成獣仔・雌雄別ライグマ捕獲実績推移

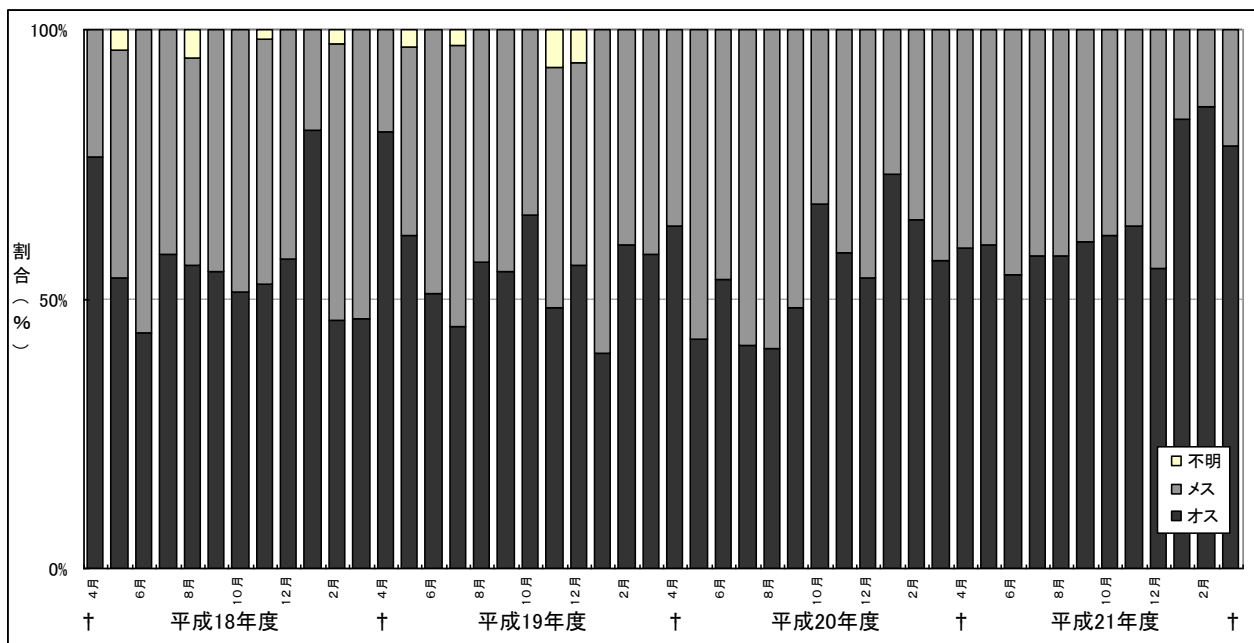


図 8 H18～21 年度大阪府のライグマ捕獲成獣個体の性比 (%)

(5) これまでの取組

① 外来生物法に基づく取組

a. 被害者（農業者、地域住民等）の取組

- ・市町村に捕獲器の貸し出しを要請するとともに捕獲時の通報を行う。
- ・市町村の指導のもと、捕獲器の設置や見回り等捕獲に協力する。

b. 市町村の取組

- ・大阪府ライグマ防除実施計画に基づき、被害者への捕獲器の貸し出しや指導を行う。

- ・府に対し、捕獲されたアライグマの安楽死措置を依頼するとともに、措置施設までの運搬を行う。

### c. 府の取組

- ・学識者や各種団体で構成する大阪府アライグマ被害対策検討委員会を設立し、広域的な観点から被害防除対策について議論・検討を進める。
- ・市町村の依頼に基づき、安楽死措置の支援を行う。
- ・アライグマの捕獲を実施できるようにするため、各市町村を代表して国に対し外来生物法に基づく防除確認の申請を行う。

## ②委員会の開催等

年	月	取組内容
平成 16 年	2 月	市街地を徘徊するアライグマの取扱い等について府庁内関係課の合意形成
	4 月	『アライグマ等被害防除対策調査業務』を実施
	9 月	『大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の設立 『大阪府アライグマ捕獲等実施要領』策定
平成 17 年	2 月	『第 2 回大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の開催
	6 月	普及啓発パンフレット『アライグマ被害対策の手引き 知って防ごうアライグマの被害』【初版】発行
	7 月	『アライグマ被害対策にかかる措置支援マニュアル』策定 動物由来感染症の積極的なサーベイランスを開始
	8 月	『大阪府アライグマ対策連絡協議会』設立
	10 月	措置支援マニュアル改訂、措置支援の拡大
平成 18 年	4 月	普及啓発パンフレット【第 2 版】発行
	5 月	平成 18 年度『大阪府アライグマ対策連絡協議会』総会
	9 月	『第 3 回大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の開催
平成 19 年	12 月	『第 4 回大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の開催
	〃	普及啓発パンフレット【第 3 版】発行
平成 20 年	1 月	アライグマ捕獲の手引き発行
平成 22 年	6 月	『第 5 回大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の開催
	8 月	『第 6 回大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の開催
平成 23 年	2 月	『第 7 回大阪府アライグマ被害対策検討委員会』の開催

## (6) 第一期計画の評価

第一期計画期間においては、長期的には野外からの根絶を目指し、短期的には個体数の爆発的な増加を抑えるため、捕獲を推進してきた。捕獲の実施は、府民による捕獲檻の設置・捕獲、市町村による捕獲個体の運搬、大阪府による安楽死措置という役割分担により捕獲体制が構築された。

捕獲や被害状況により対応レベルを 5 段階設定（重点対応地域、要対応地域、要注意地域、準要注意地域、生態系保護の観点から区分する地域）し、対策を進めた結果、集中的な捕獲により捕獲数が著しく減少した市もあったが、危険レベルの低い地域での対策の遅れにより捕獲数が増加するなど、

ほとんどの地域で捕獲数の増加が見られ、分布拡大への対応が十分ではなかった（図9）。

現状では被害は発生していない、もしくは軽微な地域であっても、周辺に被害が甚大で、捕獲数が多い地域があれば、急激な被害拡大が懸念され、注意喚起と捕獲の働きかけが必要である。特に近畿地方の周辺府県におけるここ数年の捕獲数は著しく増加しており、十分注意する必要がある。

また、府域全体の捕獲数が頭打ちとなっている事に関しては、冬期の捕獲低下、メス捕獲数の伸び悩み等その原因についての解析が不足している。

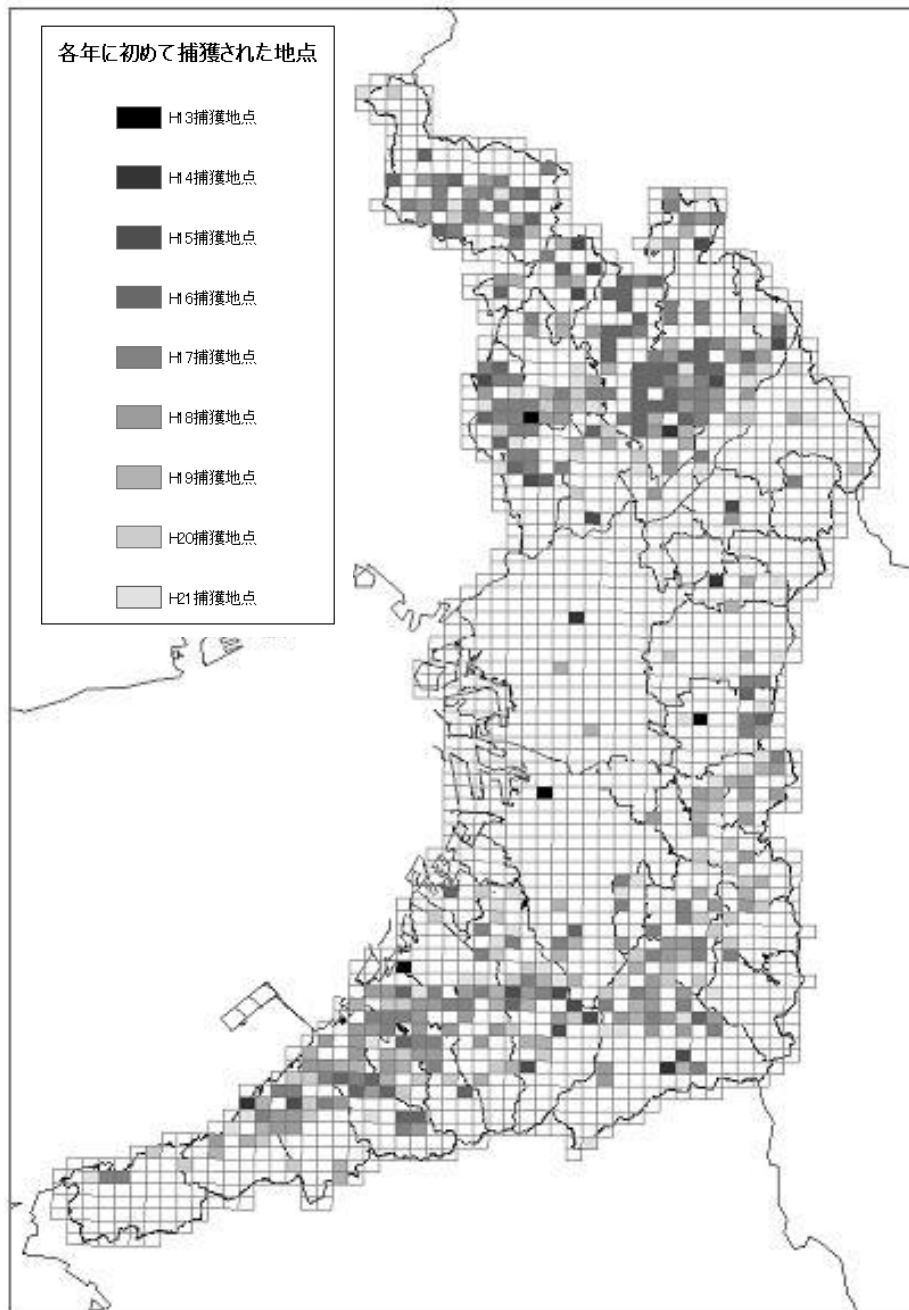


図9 アライグマ捕獲地点の推移

#### (7) アライグマ問題の発生と人間社会の責務

アライグマ問題は、人に安易にペットにされ、飼いきれずに捨てられたアライグマが野生化し、繁殖して様々な問題を生じさせているものであり、いわば人間の身勝手引き起こしたものである。アライグマによる種々の被害を受けている人たちだけでなく、原産国からわざわざ日本に連れて来られ、

有害動物として捕獲されているアライグマも被害者といえる。

私たちは、この問題をできる限り早期に解決するため、野外からの完全排除を目指した行動を起こすとともに、この問題を通して、野生動物を輸入・販売、飼育する人間の責任や、動物の命についてよく考え、今後同じようなあやまちをくり返さないようにしなければならない。

## **6. 防除の目標**

### **(1) 目標**

平成 13 年度以降、捕獲頭数が急激に増加しており、捕獲実績のある市町村も増加している。しかし、府内のアライグマによる被害は軽減・解消には至っておらず、対処療法的な捕獲では生息数の増加を抑制することは困難である。したがって個体群動向を把握して、個体数増加以上の捕獲を目指す必要がある。

アライグマの旺盛な繁殖力や、食性の幅広さ、日本に天敵がないことなどを考慮すると、捕獲により一旦個体数が減っても、野外に残存している限り、再び個体数の増加が予想される。従って、抜本的な問題解決として、大阪府においてはアライグマの野外からの完全排除を目標とする。

また、捕獲数が目標に達しているかについてチェックできる機能の構築も検討する。

### **(2) 計画的な目標設定**

#### **① 短期目標**

アライグマはすでに大阪府域に広く分布しており、平成 13 年度以降、捕獲頭数が爆発的に増加していることから相当数の生息が予想され、短期間での完全排除は非常に困難と推測されることから、個体数の増大や分布拡大を阻止し、アライグマによって引き起こされる諸被害の低減化を図ることを短期目標とする。

#### **② 長期目標**

完全排除に向けた取り組みにおいては、科学的、計画的に防除を推進する必要がある。また、捕獲頭数が減少に転じた場合でも捕獲圧を弱めることなく防除を継続する必要があることから、防除計画の継続実施により、分布域の縮小、個体数の減少を長期目標とする。

#### **③ 最終目標**

抜本的な問題解決のため、アライグマの野外からの完全排除を最終目標とする。よって、捕獲がほとんどなくなっても、野外に残存している個体を完全に排除するまで、捕獲努力を続ける。

## **7. 防除の実施**

### **(1) 防除の進め方**

第 1 期計画においては、大阪府域のアライグマは一律に分布していなかったため、捕獲状況や被害状況により 5 つの地域区分を行い、それぞれの区分について対応のレベルを設定していたが、現状ではほぼ全域にアライグマが分布してきており、どの地域においても積極的な被害防止対策が必要と考えられる。このため、第 2 期においては大阪府全域を重点対応地域と考え、アライグマ対策を進める。

特に深刻な被害発生地域においては、防護柵等の設置のみならず、アライグマに採餌場所や繁殖場所を提供しない生息環境の管理等の被害防止方法の普及や捕獲檻の集中的な設置等による集中捕獲

に取り組む。

なお、第2期防除実施期間中も第1期と同じく、捕獲状況や被害状況についてモニタリングを行い、その結果によって防除計画の変更や修正を行う。

## (2) 集中捕獲

被害が拡大し、緊急的に対策が必要な地区については、市町村に府の所有する檻の貸し出しを行うなど、集中的な捕獲が実施できるよう誘導する。

また、繁殖前で重要な冬期の捕獲等、年間を通じたアライグマの捕獲を推進するため、捕獲に対するインセンティブの付与として報償金を交付するアライグマ捕獲モデル事業の実施を市町村に働きかける（平成21年度より富田林市、河内長野市、堺市、和泉市で実施中）。

## (3) 捕獲の実施

### a. 役割分担 [資料2参照]

大阪府及び市町村は連携して、住民、農業者、関係団体等の協力を得て捕獲を行う。

府は市町村の取組に対し、技術指導を行うとともに、市町村、関係者、関係団体等に情報提供を行う。また、市町村が独自で積極的な防除活動を実施できるよう、必要に応じて市町村防除実施計画の策定を支援する。

### b. 捕獲と台帳による管理

捕獲の際には、原則として捕獲器を使用することとし、鳥獣保護法によるわな猟免許を持たない者でも、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術の指導により捕獲できるものとする。なお、捕獲に際しては、留意事項を厳守する。[資料3参照]

市町村は、台帳を作成し捕獲の実施状況を管理する。

## (4) 捕獲個体の取扱い

捕獲した個体は、市町村からの依頼に基づき大阪府が安楽死措置の支援を行う。措置の方法は、麻酔薬による2段階注射（筋肉内注射＋静脈注射）もしくは新炭酸ガス方式（麻酔薬吸入＋炭酸ガス吸入）とする。これに伴う、捕獲地から措置支援施設までの個体の運搬については市町村等が実施する。

また、市町村において適切な安楽死措置が実施できるよう指導する。ただし、市町村が実施する安楽死措置も、府が実施する内容を基本とする。

捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

なお、譲り渡す場合には、環境省に対し譲渡証明書を発行し、飼養等の目的を確認する。

## (5) 緊急的な防除等

突発的な出没等により人に危害を与えるおそれがある場合や希少な野生生物への被害が発生するおそれがある場合、またはその他の事由により緊急に対応する必要がある場合には、緊急的な防除を実施する。

なお、緊急的な防除を実施する際にも、捕獲方法や捕獲個体の取扱いについては、原則として7(3)

及び(4)に従うこととする。

## (6) 生息地ごとの被害防除対策

### ① 農村地域

現状、被害が最も報告されている地域であり、アライグマ被害の認識も高くなっており、関係者が連携して捕獲に取り組んでいる。今後は被害の多い夏場だけでなく個体数の減少に重要な冬場の捕獲を推進するなど年間を通じた捕獲を推進する。

また、スイカやトウモロコシ等、甘みのある作物を好み、主にその収穫期に食害することから、これらの作物について収穫時期の少し前から収穫が終わるまでの短期間に、電気柵や網囲い、トタン囲いの設置など、集中して対策を講じることで被害を防ぐ。

さらに、田畑周辺の民家や寺社はねぐらや繁殖場所として利用されることが多いため、侵入防止措置を講じる。

### ② 都市地域

今後、分布拡大が懸念されている地域で、ねぐらや繁殖場所として家屋の侵入、池の観賞魚の食害や、ペットフードの食害が発生している。これらの食害の放置は、アライグマへの無意識な餌付けとなっていることや、ペットとアライグマが同じ餌場を利用することによる接触により、結果として動物由来感染症の感染が危惧される。

また、農村地域と比べ、起こっている被害がアライグマによるものであることに気づいていないことが多いため、アライグマに対する情報の周知を徹底するとともに、自治会等、住民の協力を得て積極的な捕獲を推進する。

#### ● 屋根裏への侵入阻止

アライグマは 10cm 程度の隙間でも侵入する可能性があるため、侵入口となりそうな壁や床下、屋根付近の隙間等はふさいでおく。また、屋根にかかる木の枝や、壁に立てかけた資材などを伝えて屋根に登り、屋根裏に侵入された例があることから、これらをなくすよう努める。

#### ● 屋根裏からの追い出し

忌避剤、燻煙剤等でアライグマを追い出した後、侵入口をふさぐ。

### ③ 森林地域

当初、アライグマが遺棄された地域と考えられ、現在でも樹洞などを繁殖の場所として、また山系の森林は分布拡大のための移動場所として利用していると考えられる。森林地域での主な被害は捕食等による生態系への被害であると考えられるが、実態はほとんどわかっていないため、対策が進んでいない。

このため各種の情報から生息実態の把握に努めるとともに、オオタカの営巣など希少な野生鳥獣が生息する森林では、希少種が利用していると思われる樹洞を有する木の幹に鉄板やトタンを巻きアライグマが上れないようにするなど対策を検討する。

## (7) 生息環境管理（放置野菜の撤去等、適正な環境管理）

アライグマに人為的な採餌場所や繁殖場所を提供しないようにするため、生息環境の管理を行うよう、関係機関や地域住民に対し普及啓発する。アライグマによる農作物への食害を防ぐことはもちろん

ん、圃場に廃棄作物や未収穫作物を放置しない、ペットの食べ残しを屋外に放置しないなど、無意識な餌付けを防ぐ。また、安全な繁殖場所を提供しないことにより個体の増加を防ぐ。

#### **(8) モニタリング（継続監視）**

生息状況（捕獲・被害等）についてモニタリングを行い、防除計画の進捗状況や効果の検証を行う。モニタリング方法として、捕獲従事者による生息状況の観察と被害状況に係る地域住民からのヒアリング等を活用する。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行う（モニタリング項目については9.調査研究の項参照）。

### **8. 合意形成等**

#### **①土地所有者・施設管理者等との防除に係る同意**

防除の実施に際しては、防除を行う地域の土地所有者及び施設管理者等に対し、あらかじめ防除の内容について通知を行うとともに、必要な調整を行い、理解を得るよう努める。

#### **②安楽死措置に係る合意形成**

防除による捕獲個体については、できる限り苦痛を与えない方法により安楽死措置させることとし、その方法については関係関連団体との合意形成に努める。

#### **③検討委員会、連絡協議会の開催**

防除実施計画の策定・進行管理・見直し等に際しては、学識者、農林業団体、狩猟団体、獣医師団体、動物愛護団体からなる『大阪府アライグマ被害対策検討委員会』において議論し、各方面からの意見を反映させるよう努める。

防除の実施に際しては、各市町村関係課、大阪府担当課及び各農とみどりの総合事務所担当課からなる『大阪府アライグマ対策連絡協議会』において、情報交換、意見交換をしながら、共通認識のもと進める。

#### **④府民への情報提供、意見募集**

防除実施計画の策定にあたっては、本計画を広く府民に知らせ、府民から意見を収集するため、パブリックコメントを実施し、計画の透明性を確保する。

### **9. 調査研究**

#### **①効果的な防除手法**

『捕獲実績報告書』より得られる情報（捕獲頭数、捕獲場所、CPUE：捕獲努力量あたりの捕獲数）を解析するとともに、地域の実情に応じて、生息数の把握に必要なデータ収集を目的に計画的なわなかけを行い、より効果的な防除手法の開発に努める。

#### **②生態実態把握**

効果的な防除に資するため、生息環境や繁殖状況、個体数推定等、生態に係る調査・研究を行う。

#### **③被害実態把握**

農林水産業被害：被害の対象、被害面積、被害金額、被害発生時期 等

生活環境被害：被害の対象、被害発生時期 等

その他の被害：在来生物への影響について情報が得られた場合は、情報を蓄積する。

#### ④捕獲個体の措置支援にかかる個体調査

市町村より依頼を受け大阪府が措置支援を行う個体については、次のように個体情報を収集する。

##### a. 基本データ

捕獲年月日、捕獲場所、捕獲理由（農作物被害、家屋侵入、生態系被害等）、性別、外部計測

##### b. 動物由来感染症対策としての検査

寄生虫検査（アライグマ回虫、レプトスピラ症等）

##### c. 繁殖状況

乳頭等の目視による観察、胎盤痕調査または胎児数の確認

##### d. DNA分析による母系列の調査

### 10. 普及啓発

アライグマの被害対策の手引きを府のホームページに掲載するとともに必要に応じて随時改訂する。

### 11. 推進体制

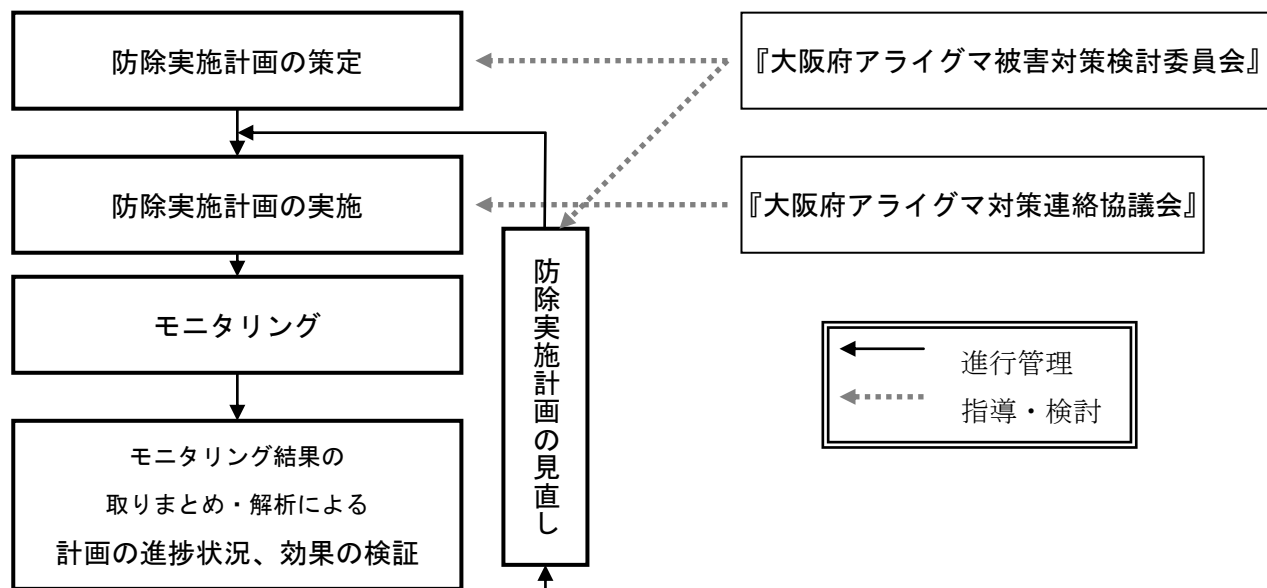


図 10 進行管理の流れ

## 大阪府アライグマ防除実施計画の役割分担

	捕獲等	被害予防策・生息環境管理	モニタリング	普及啓発・合意形成・その他
国				・確認申請の審査、受理
府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲目標の設定</li> <li>・安楽死措置の支援</li> <li>・捕獲実績の報告（国へ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害予防策、生息環境管理手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況等のモニタリング</li> <li>・捕獲個体調査</li> <li>・動物由来感染症等の調査</li> <li>・防除実施計画の進行管理と見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の開催</li> <li>・市町村、近隣府県との情報交換</li> <li>・環境省との調整</li> <li>・パンフレット、HPによる普及啓発</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害、生活環境汚染対策のための捕獲等の実施</li> <li>・農業者、住民等に対する捕獲の指導、捕獲器の貸出</li> <li>・捕獲個体の運搬・処分</li> <li>・捕獲実績の報告（府へ）</li> <li>・安楽死措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害予防の指導</li> <li>・被害予防策の実施、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害等の把握、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者、住民等に対する防除（捕獲、被害予防策）の普及啓発</li> </ul>
関係団体・住民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農協・農業者・住民】</li> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・捕獲個体の運搬</li> <li>【猟友会等】</li> <li>・農業者、住民等に対する捕獲等の指導</li> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・狩猟の実施</li> <li>【自然保護団体】</li> <li>・生息情報の提供</li> <li>【獣医師会】</li> <li>・安楽死措置の普及、措置の協力</li> <li>【愛護団体等】</li> <li>・捕獲個体の引取、飼養</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農協・農業者】</li> <li>・被害予防策の実施</li> <li>・農地の適正管理（放棄果樹、野菜残さの撤去）</li> <li>【住民】</li> <li>・家屋侵入経路の遮断等、予防策の実施</li> <li>・誘因要因の除去（生ゴミの適正管理、庭の取り残し果樹撤去等）</li> <li>【飼養者】</li> <li>・外来法に基づく適正飼養</li> <li>・終生飼養</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【各主体】</li> <li>・生息情報の提供</li> <li>・捕獲等情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【自然保護、動物愛護団体】</li> <li>・動物福祉・外来生物問題等の普及啓発</li> <li>【獣医師会】</li> <li>・動物由来感染症ならびに飼育動物への感染症に対する注意喚起</li> </ul>
調査研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な捕獲方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害予防策の研究</li> <li>・効果的な防護柵の形状、設置方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング調査への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物に関する研究成果の発表</li> </ul>

## 捕獲等の際の留意事項

捕獲等の際には、次の事項に留意して行う。

### 1. 捕獲

- 捕獲に捕獲器を使用する場合、鳥獣保護法によるわな猟免許の所持を必要としないが、安全確保のため、免許所持者等による適切な捕獲と安全に関する知識及び技術の指導を行う。
- 上記における捕獲器の規格は、縦・横・高さ（突起物含まず）の合計が概ね150cm、重さが10kg程度までのものとする。
- 捕獲器には捕獲する特定外来生物の種類、設置期間、設置目的、問い合わせ先等を明記した標識を装着する。
- 設置個数は、一日に見回りできる個数とする。

### 2. 台帳の作成

- 台帳を作成し、捕獲の実施状況を管理する。

### 3. 巡視

- 定期的な巡視により、捕獲器の適正な管理に努め、捕獲が終了次第、速やかに猟具の撤去を行う。
- 夜間に捕獲されるケースが多いため、原則として1日1回、午前中の見回りを実施する。見回りについては結果を記録する。
- 錯誤捕獲されたイヌ・ネコ・その他鳥獣は、すみやかに放獣する。

### 4. 飼養等

- 捕獲された場合、季節や天候に留意し必要に応じてシート等で捕獲器を覆い雨風や直射日光を防ぐ。
- 必要に応じて、水分・餌（ドッグフード等）を与える。
- 捕獲個体を運搬する際は、ワイヤー等で鍵を補強するなど逸脱防止に努める。

### 5. 予防

- 捕獲器は定期的に洗浄・消毒を行う。
- 捕獲個体を取り扱う際には、革手袋の着用等によりケガの防止に努める。
- 噛まれたり、引っかかれたりした場合には、傷口を石鹼と水で洗い流し、医療機関で受診するなど適切な措置をとる。

### 6. その他

- 処分に当たっては動物愛護精神に十分配慮し、麻酔等により前措置を施すなど、できる限り苦痛を与えない方法により行う。